

七十ニ到リテ止ム

三

休業手當ハ毎月一回又ハ二回ニ之ヲ支給ス治療費用 支給スル場合ニ亦同ジ但此場合ニハ當該醫師ノ診斷書等ノ療養ノ事實ヲ添スルニ足ルベキ書類ヲ提出セシムルコトアルヘシ

ロ

従來ノ如ク入院中一切ノ費用ハ會社ノ負擔トシ醫師申請ニ由リ看護婦又ハ附添ヲ附ス

ハ

撤津ノ病院ハ遠キニ失シ且ツニ限ルハ不便ナル爲メ佐野病院、本明病院トス

ニ

従來ハ扶助規定第九條ニヨリ處置セシモ今後ハ臨機應變ノ處置ヲ採リ従來ヨリ注意スベシ

備考 扶助規則第九條

第九條 公傷病扶助金ハ公傷病ノ原因平素ノ勤務振り家族ノ

状態其他ノ情狀ヲ參照シ其定額以上ニ増加スルコトアル

ベシ